

7月21日、国会での衆議院解散に伴い、8月18日に選挙期日が公示され、8月30日(日)に衆議院議員総選挙の投票が行われることになりました。

国内、国外ともに重要な政治課題を抱える中、今後の日本の進路を方向づける大切な選挙です。

投票は、鳥取県を2つの選挙区(境港市は第2区)に分けて、それぞれ一人ずつの議員を選出する【鳥取県小選挙区選出議員選挙(小選挙区選挙)】と、全国を11の選挙区に分けて政党等の名称に投票する【比例代表選出議員選挙(比例代表選挙)】(鳥取県を含む中国地区の選出議員数は11人)の2つが行われます。

投票は、一人ひとりが国政に参加する最もよい機会です。有権者の皆さんは、候補者や政党等の政見やマニフェスト(政策、政権公約)をよく見極めて、貴重な一票を投票しましょう。また、総選挙に併せて、最高裁判所裁判官の国民審査も同時に実施されます。審査広報等で裁判官をよく知り、棄権することなく投票しましょう。

日本の未来をつくる
あなたの一票



第45 衆議院議員総選挙 第21 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は8月30日です

今回の選挙に投票できる人

平成元年8月31日以前生まれで平成21年5月17日以前から境港市に住居登録・在住して、境港市の選挙人名簿に登録されている人です。

◆入場券を無くしても投票できます

有権者の皆さんには、あらかじめ投票所の入場券を郵送します。入場券を無くした、または届かない場合でも、投票日に自分の区域の投票所で申し出れば、入場券が再交付され、投票することができます。

投票時間は
午前7時～午後8時

投票日には、市内12カ所に投票所が設けられます。

有権者の皆さんは、入場券に記載されている投票所で投票してください。投票しやすい時間帯に忘れずに投票しましょう。

投票の
順序と方法

投票の順序は、最初に「小選挙区選挙」、次に「比例代表選挙」と「国民審査」の投票を行います。

◆「小選挙区選挙」は、投票用紙(淡い紅色)に立候補者個

人の氏名を書いてください。

◆「比例代表選挙」は、投票用紙(あざき色)に政党等の名称か略称を書いてください。

◆「国民審査」は、投票用紙(白色)にやめさせたいと思う裁判官の氏名の上の枠の中に×印を書いてください。やめさせたくない場合、裁判官の氏名の上の枠には何も書かないでください。投票用紙を間違えると大切な一票が無効となります。ご注意ください。

投票日に用事のある人は
期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、8月19日(国民審査は8月23日)から投票日の前日(8月29日)までの間に期日前投票ができます。

期日前投票は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入するだけで簡単にできます。

期日前投票の時間は、午前8時30分から午後8時までで、投票所は、市役所分庁舎の選挙管理委員会事務局です。

指定された病院や施設に入院・入所中の人は、病院や施設の長に申し出れば不在者投票をすることができます。

◎問合せ先

選挙管理委員会事務局

(☎47-10082)